



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり、株式会社みずほ銀行が借入人に実施するサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに対する第三者意見を公表します。

## 株式会社みずほ銀行

サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク

新規

<サステナビリティ・リンク・ローン原則等への適合性確認結果>

本フレームワークはサステナビリティ・リンク・ローン原則等に適合する。

評価対象

株式会社みずほ銀行  
サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク PRO

### 要約

本第三者意見は、株式会社みずほ銀行が借入人を対象に実施するサステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワーク（本フレームワーク）に対して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」<sup>1</sup>及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」<sup>2</sup>（総称して「SLLP等」）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、SLLP等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、みずほ銀行のサステナビリティ戦略、本フレームワークで定められたキー・パフォーマンス・インディケーター（KPI）、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPT）、特性、レポート、検証について確認を行った。

みずほグループ（以下、〈みずほ〉）は、傘下にみずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社等を擁する株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下、みずほFG）を最終親会社とする大手総合金融グループで、2025年3月期の上半期末のグループ連結総資産は277兆円と国内金融機関の中で屈指の規模を誇る。その中で、みずほ銀行は〈みずほ〉における銀行子会社であり、国内最大級の顧客基盤、国内外の拠点ネットワークを有する日本のリーディングバンクの一つである。

〈みずほ〉は、2023年4月にスタートした3ヵ年の中期経営計画において、将来にありたき世界として「個人の幸福な生活」とそれを支える「サステナブルな社会・経済」の実現を掲げ、サステナビリティの実現に向けた取り組みを強化している。また、様々なステークホルダーの価値創造に配慮

<sup>1</sup> Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Market Association (LMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA). "Sustainability-Linked Loan Principles 2023" <https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>

<sup>2</sup> 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024年版  
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

した経営と、〈みずほ〉の持続的かつ安定的な成長による企業価値向上を目指し、6つのマテリアリティを設定しており、その1つとして「環境・社会」を定め、顧客とともに環境の保全をはじめとする社会全体の持続的な発展の実現を重視している。その上で、サステナビリティの実現に向けた取り組みにおいては、ファイナンス等のサービス提供や顧客との建設的な対話（エンゲージメント）を起点とした多面的なサポートを通じて、顧客の企業価値向上や社会課題解決に貢献していく方針である。

サステナビリティ推進体制について、〈みずほ〉は、サステナビリティを巡る課題を重要な経営課題として認識し、グループ CEO の直轄であるサステナビリティ推進委員会を中心として、グループ全体のサステナビリティ推進、方針策定及びガバナンス体制の構築等について協議を行うとともに、グループ全体の取り組みを一元的に管理している。グループの中核事業会社であるみずほ銀行では、〈みずほ〉のサステナビリティ推進委員会やサステナビリティ推進に係る専門部署と連携をとることにより、グループの方針と整合的な形で取り組みを進めている。

みずほ銀行は、本フレームワークで以下の KPI 及び SPT を設定している。

#### <本件 KPI 一覧>

|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| <b>KPI 1</b> | <b>CDP 気候変動</b>             |
| <b>KPI 2</b> | <b>SBT</b>                  |
| <b>KPI 3</b> | <b>中小企業版 SBT</b>            |
| <b>KPI 4</b> | <b>RE100</b>                |
| <b>KPI 5</b> | <b>再エネ 100 宣言 RE Action</b> |

#### <本件 SPT 一覧>

|              |  |
|--------------|--|
| <b>SPT 1</b> | <b>[CDP 気候変動]</b><br>スコア「A-」以上であること                    |
| <b>SPT 2</b> | <b>[SBT]</b><br>認定取得及び SBT 認定水準の年次目標の達成                |
| <b>SPT 3</b> | <b>[中小企業版 SBT]</b><br>認定取得及び中小企業版 SBT 認定水準の年次目標の達成     |
| <b>SPT 4</b> | <b>[RE100]</b><br>加盟及び加盟時の目標に準じた年次目標の達成                |
| <b>SPT 5</b> | <b>[再エネ 100 宣言 RE Action]</b><br>参加及び参加時の目標に準じた年次目標の達成 |

みずほ銀行では、本フレームワークに定める KPI の選定に際して、現場の営業部店とプロダクトを所管する部署とが適切に連携しながら、借入人との対話のなかで、KPI・SPT の設定を行う予定である。

本フレームワークに定める各 KPI について、いずれも、みずほ銀行の借入人にとって、事業戦略上の重要性が高く有意義であることを JCR は確認した。

各 SPT について、グローバルでの合意事項や日本政府の目標水準、企業全体の実績・パフォーマンス等を踏まえるに、いずれも野心的な設定がなされていると JCR は評価している。

融資条件におけるインセンティブ内容については、事前に設定された SPT が達成されるか否かに応じて、金利等が変化すると定められていること、融資実行から完済まで年 1 回以上 SPT の達成状況の確認を行うことを JCR は確認した。

SPT の実績については、検証（又は検証同等の仕組み）が実施される予定であることを JCR は確認した。

以上より、JCR は、本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

## I. 第三者意見の位置づけと目的

本第三者意見は、みずほ銀行が策定する本フレームワークに対して、SLLP 等への適合性を確認したものである。SLLP 等は、KPI の選定、SPT の測定、借入金の特徴、レポートニング、検証という 5 つの核となる要素で構成されている。本第三者意見の目的は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本フレームワークの SLLP 等への適合性を確認することである。

## II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、みずほ銀行が2025年4月に策定した本フレームワークに対する意見表明であり、以下の項目で構成されている。

1. みずほフィナンシャルグループ・みずほ銀行のサステナビリティ戦略
2. KPI の選定
3. SPT の測定
4. 借入金の特徴
5. レポートニング・検証
6. SLLP 等への適合性に係る結論

### III. SLLP 等への適合性について

#### 1. みずほフィナンシャルグループ・みずほ銀行のサステナビリティ戦略

##### (1) 企業概要

みずほグループ（以下、〈みずほ〉）は、傘下に株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社等を擁する株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下、みずほ FG）を最終親会社とする大手総合金融グループで、2025年3月期の上半期末のグループ連結総資産は277兆円と国内金融機関の中で屈指の規模を誇る。みずほ銀行は〈みずほ〉における銀行子会社であり、国内最大級の顧客基盤、国内外の拠点ネットワークを有する日本のリーディングバンクの一つである。

##### (2) みずほ銀行のサステナビリティ戦略

〈みずほ〉は、2023年4月にスタートした3ヵ年の中期経営計画において、将来にありたい世界として「個人の幸福な生活」とそれを支える「サステナブルな社会・経済」の実現を掲げ、サステナビリティの実現に向けた取り組みを強化している。サステナビリティを経営戦略と一体的に捉え、ポジティブなインパクトの拡大とネガティブなインパクトの低減の両面から取り組み、SDGs達成に貢献していくことをめざしている。

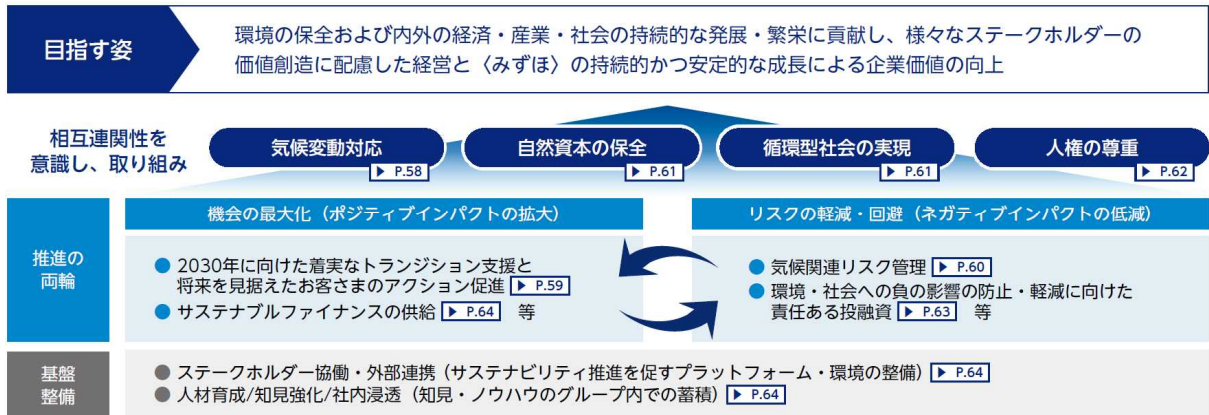
〈みずほ〉は、環境の保全及び内外の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献し、様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営と〈みずほ〉の持続的かつ安定的な成長による企業価値向上を目指し、6つのマテリアリティを設定している。マテリアリティの1つとして「環境・社会」を定め、顧客とともに環境の保全をはじめとする社会の持続的な発展を実現することを重視している。

| マテリアリティ（目指す姿・状態） |  | マテリアリティ選定理由（〈みずほ〉にとってのリスクと機会）   |
|------------------|--|---|
| 幸福な生活<br>個人の     | <b>少子高齢化と健康・長寿</b><br>人生100年時代の一人ひとりに応じた安心・安全・便利   | <ul style="list-style-type: none"> <li>少子高齢化等の社会の変化は、〈みずほ〉の事業基盤である個人のお客さま層の変化でもあり、事業基盤を棄損するリスク。</li> <li>一方で、個人資産形成・運用・承継や利便性追求を通じて、社会課題解決と事業基盤拡大を通じた〈みずほ〉の企業価値向上の機会となる。</li> </ul>   |
|                  | <b>産業発展とイノベーション</b><br>産業・事業の発展を支え、グローバルに新たな価値を創造  | <ul style="list-style-type: none"> <li>産業・事業構造転換等への対応の遅れは、〈みずほ〉の事業基盤である法人のお客さまや社会の持続可能性を棄損するリスク。</li> <li>変化を先取りし、お客さまや社会の持続的な発展に貢献することで、社会課題解決と変わりゆく競争環境のなかでの優位性発揮の機会となる。</li> </ul> |
|                  | <b>健全な経済成長</b><br>環境変化に対応する金融インフラ機能の発揮を通じた経済発展への貢献 | <ul style="list-style-type: none"> <li>経済や金融市場の環境変化は、〈みずほ〉の事業活動に影響を及ぼす。</li> <li>健全な経済成長に貢献し、そのなかで役割を發揮することで、〈みずほ〉にとって直接的な事業機会拡大と間接的には事業環境の安定となり得る。</li> </ul>                        |
| サステナブルな経済・社会     | <b>環境・社会</b><br>お客さまとともに環境の保全をはじめとする社会の持続的な発展を実現   | <ul style="list-style-type: none"> <li>〈みずほ〉の事業活動の根本的な土台である経済や環境を含む社会がサステナブルであることが、〈みずほ〉の持続可能性の大前提。</li> <li>一方で、環境・社会のサステナビリティ実現に向けた支援は、〈みずほ〉の事業機会そのものにもなり得る。</li> </ul>             |
|                  | <b>人材</b><br>自律的な企業文化のもと多様な社員が活躍し、お客さま・社会とともに成長    | <ul style="list-style-type: none"> <li>人材が確保できないことは、〈みずほ〉の事業継続へのリスク。</li> <li>会社と社員がともに自律的な企業風土を醸成し、多様な人材が活躍することが、社会価値創出と〈みずほ〉の企業価値向上の機会となる。</li> </ul>                               |
| 経営基盤             | <b>ガバナンス</b><br>お客さま・社会に貢献するための強固な企業統治と安定的な業務運営    | <ul style="list-style-type: none"> <li>ガバナンス不全による行政処分や社会的信用失墜は、〈みずほ〉の存続、事業継続、戦略遂行に対するリスク。</li> <li>一方で、ガバナンスに裏打ちされた安定的な業務運営は、成長戦略とそれを支える経営基盤、〈みずほ〉のすべての土台を支える。</li> </ul>             |

図表1：〈みずほ〉の掲げるマテリアリティ<sup>3</sup>

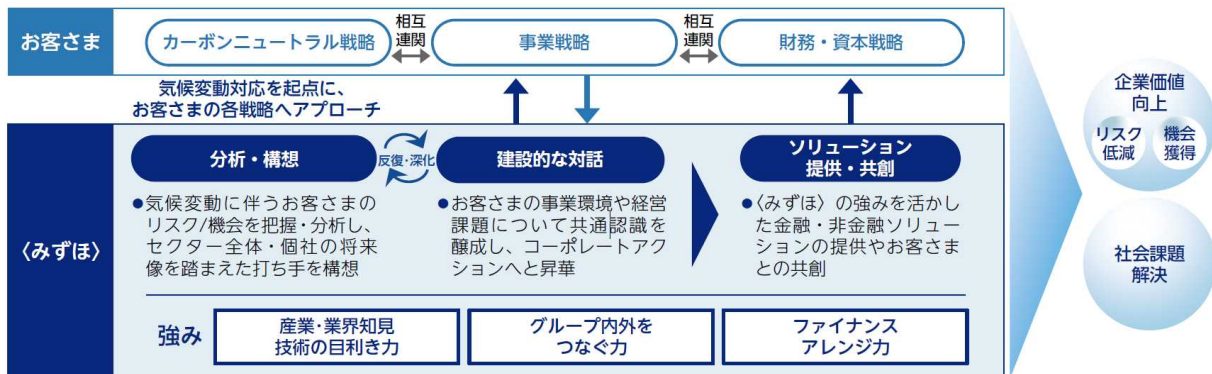
<sup>3</sup> みずほ FG 「統合報告書 2024」  
[https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/disclosure/pdf/data24d\\_all\\_browsing.pdf](https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/disclosure/pdf/data24d_all_browsing.pdf)

また、〈みずほ〉は、社会の持続的な発展を実現するためには、気候変動対応、自然資本の保全、循環型社会の実現、人権の尊重といった環境・社会課題が相互に関連していることを認識し、これらの相互関連性を意識した取り組みが必要であると考えている。その上で、かかる取り組みを通じて、環境の保全及び内外の経済・産業・社会の持続的な発展・反映に貢献していくことを標榜している。



図表 2：〈みずほ〉のサステナビリティの取り組みの全体感<sup>4</sup>

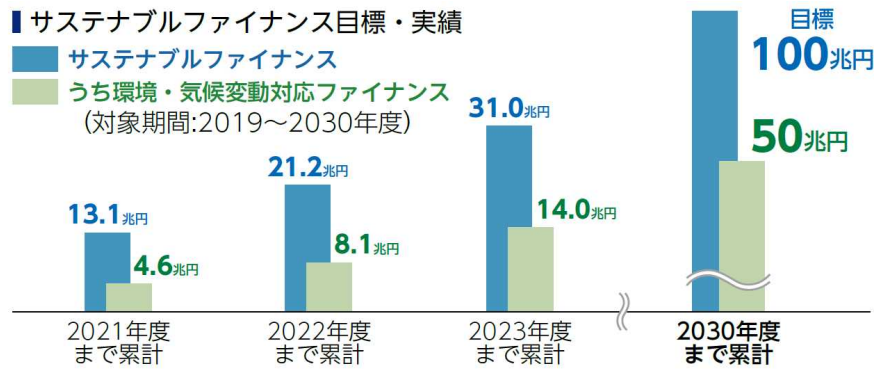
〈みずほ〉は金融グループとして、ファイナンス等のサービス提供や顧客との建設的な対話（エンゲージメント）を起点として、顧客の SDGs/ESG への取り組みを多面的にサポートすることを重視している。一例として、気候変動への対応では、顧客企業のカーボンニュートラル戦略、事業戦略、財務・資本戦略に対して、「分析・構想」、「建設的な対話」、「ソリューション提供・共創」によりアプローチを行うことで、顧客企業の価値向上や社会課題解決に貢献していく方針である。



図表 3：〈みずほ〉の顧客とのエンゲージメントの全体感<sup>5</sup>

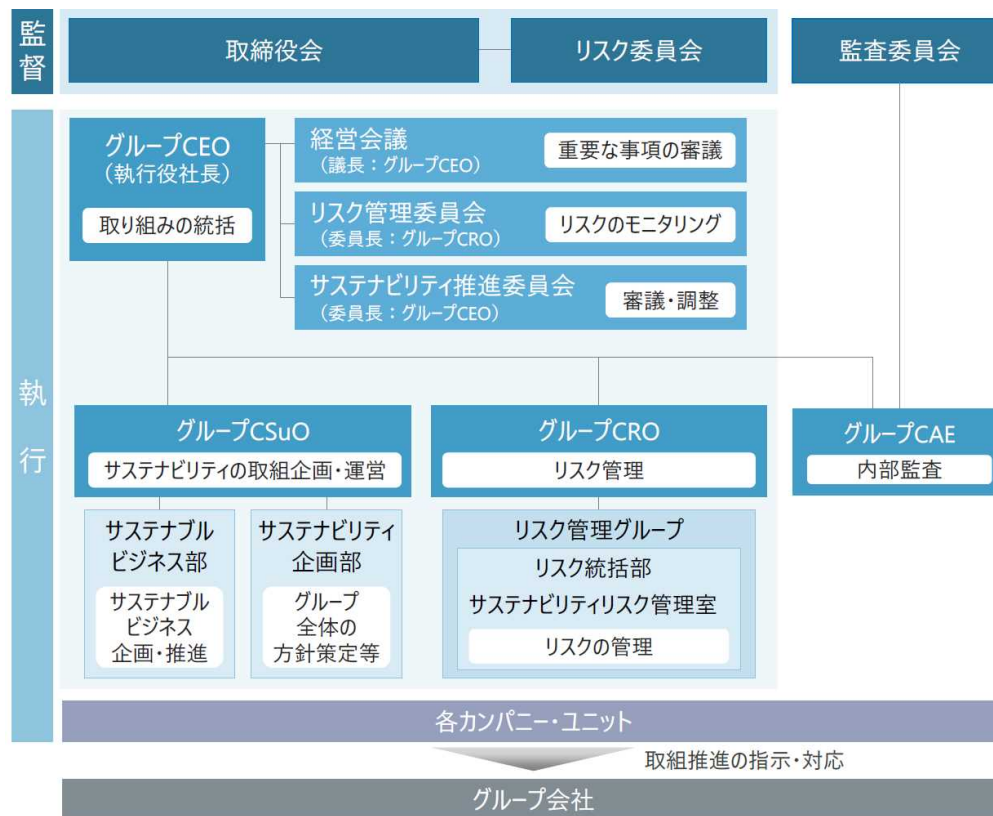
〈みずほ〉は金融仲介機能を発揮し、環境・社会課題解決に向けた資金の流れを作り出していくため、2019 年度 - 2030 年度累計でのサステナブルファイナンス目標を 100 兆円、そのうち環境・気候変動対応ファイナンス目標を 50 兆円に設定しており、グリーン・トランジション資金や テクノロジー実用化を支援するリスクマネーを積極的に供給する方針である。

<sup>4</sup> みずほ FG 「気候・自然関連レポート 2024」  
[https://www.mizuho-fg.co.jp/sustainability/report/pdf/climate\\_nature\\_browsing\\_2024.pdf](https://www.mizuho-fg.co.jp/sustainability/report/pdf/climate_nature_browsing_2024.pdf)  
<sup>5</sup> みずほ FG 「統合報告書 2024」  
[https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/disclosure/pdf/data24d\\_all\\_browsing.pdf](https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/disclosure/pdf/data24d_all_browsing.pdf)



図表 4：〈みずほ〉のサステナブルファイナンスに係る目標・実績<sup>6</sup>

〈みずほ〉は、サステナビリティを巡る課題を重要な経営課題として認識し、グループ CEO の直轄であるサステナビリティ推進委員会を中心として、グループ全体のサステナビリティ推進、方針策定及びガバナンス体制の構築等について協議を行うとともに、グループ全体の取り組みを一元的に管理している。グループの中核事業会社であるみずほ銀行においては、〈みずほ〉のサステナビリティ推進委員会やサステナビリティ推進に係る専門部署と連携をとることにより、グループの方針と整合的な形で取り組みを進めている。



図表 5：〈みずほ〉のサステナビリティに係るガバナンス体制<sup>7</sup>

<sup>6</sup> みずほ FG 「統合報告書 2024」  
[https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/disclosure/pdf/data24d\\_all\\_browsing.pdf](https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/disclosure/pdf/data24d_all_browsing.pdf)  
<sup>7</sup> みずほ FG 「気候・自然関連レポート 2024」  
[https://www.mizuho-fg.co.jp/sustainability/report/pdf/climate\\_nature\\_browsing\\_2024.pdf](https://www.mizuho-fg.co.jp/sustainability/report/pdf/climate_nature_browsing_2024.pdf)

### (3) みずほ銀行における本フレームワークの位置づけ

#### ■本フレームワーク作成の目的

みずほ銀行は、サステナビリティへの取り組みは大企業のみならず中堅・中小企業の顧客にとっても重要な経営課題であることから、顧客が事業構造改革・成長戦略において抱える課題やニーズをエンゲージメントにより深く理解し、サステナビリティ戦略の立案や推進を支援することが必要と考えている。

本商品は、顧客企業のサステナビリティ推進の取り組みを支援すべく、みずほ銀行がフレームワークを策定し、エンゲージメントを通じた KPI 選定や SPT 測定の検討に係るアドバイスの実施とその評価を行う取り組みである。また、持続可能な社会・開発の実現に向け、ポジティブなインパクトを創出することも企図されており、KPI 選定・SPT 測定は、日本の「SDGs 実施指針」の5つの重点事項や成長戦略実行計画、そして<みずほ>のマテリアリティとその取り組みに資するものに厳選する方針が示されている。

なお、サステナビリティリンクローン（SLL）は、借入人である顧客企業等のサステナビリティ経営の高度化をコーポレートファイナンスと結びつけた枠組みである。間接金融比率が高い日本において、かかる枠組みは、サステナビリティ推進に資する企業等の事業活動への民間資金の導入の有効なツールになりうるとみずほ銀行は考えている。加えて、幅広い顧客基盤を持つみずほ銀行が、借入人に対する SLL の普及への取り組みを推進することで、持続可能な社会の形成に向けて果たし得る役割は大きいと同行は考えている。

#### ■本フレームワークに基づくファイナンスの対象となる顧客層

本商品の対象とする顧客層について、みずほ銀行では、中堅・中小企業等を主たる対象として想定している。



## 2. KPI の選定

### (1) 評価の観点

本項では、本フレームワークで定める KPI に係る有意義性について確認を行う。具体的には、借入人のビジネス全体にとって関連性がある中核的で重要なものであること、借入人の現在や将来の事業運営にとって高い戦略的意義を有すること、一貫した方法論に基づく測定又は定量化が可能であること等について確認を行う。

### (2) KPI の選定の概要と JCR による評価

#### ▶▶▶ 評価結果

本フレームワークの KPI は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

みずほ銀行は、本フレームワークで以下の KPI を設定している。

|       |                      |
|-------|----------------------|
| KPI 1 | CDP 気候変動             |
| KPI 2 | SBT                  |
| KPI 3 | 中小企業版 SBT            |
| KPI 4 | RE100                |
| KPI 5 | 再エネ 100 宣言 RE Action |

みずほ銀行では、本フレームワークに定める KPI を選定するに際して、マテリアリティの有無を始めとして、借入人がサステナビリティ推進に係る取り組みを着実に進めるに足るだけの戦略・方針の有無を事前に確認することとしている。その上で、借入人との対話を通じて、現場の営業部店とプロダクトを所管する部署とが適切に連携しながら、KPI・SPT の設定を行う方針である。

また、みずほ銀行は、KPI・SPT の設定を判断する際に、必要に応じ第三者評価機関に対して個別に相談を実施する方針である。

#### ■KPI 1 : CDP 気候変動

本フレームワークで KPI として設定された CDP 気候変動は、気候変動報告・情報開示の仕組みであり、2000 年にロンドンで設立された非営利団体である CDP によって運営されている。CDP は、CDP 気候変動において企業等が環境影響を開示し温室効果ガス (GHG) を削減する取り組み等を推進している。

#### <CDP 気候変動の概要>

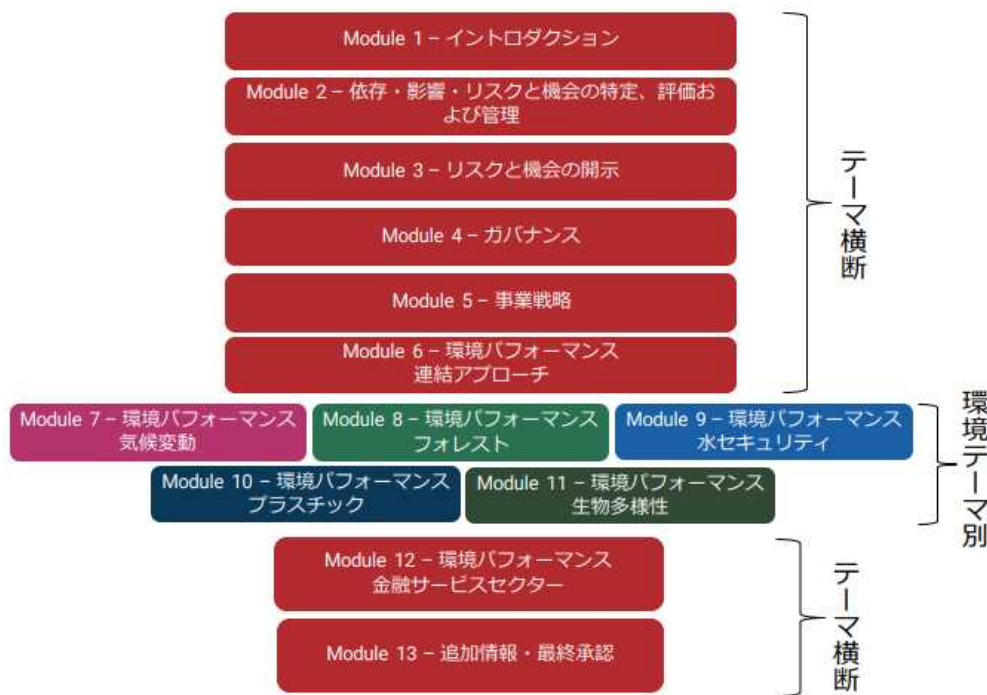
2024 年時点で 700 以上の金融機関 (キャピタルマーケット署名機関) が CDP を通じて環境に伴うリスクと影響を開示するよう企業に要請している<sup>8</sup>。一方、2024 年も過去最多の情報開示数を記録し、CDP は 22,000 社を超える企業にスコアを付与している<sup>9</sup>。以上より、CDP は世界最大の環境データ

<sup>8</sup> CDP ウェブサイト CDP キャピタルマーケット署名機関 (<https://www.cdp.net/ja/capital-markets-signatories>)

<sup>9</sup> CDP ウェブサイト CDP スコアと A リスト (<https://www.cdp.net/ja/data/scores>)

ベースを有し、CDP 気候変動スコアは気候変動報告・情報開示の仕組みのグローバルスタンダードであると言える。

CDP 気候変動スコアの質問書の構成は、以下に示す通り、ガバナンス、リスク・機会、事業戦略、目標と実績、排出量等多くの項目を網羅的にカバーしており、TCFD の要件とも整合している。その上で、CDP 気候変動スコアの維持・向上に取り組むことにより、借入人による GHG 排出量の削減が進むことが期待され、環境改善効果を有する取り組みと考えられる。



図表 8 : CDP2024 コーポレート完全版 質問書の構造 (含む CDP 気候変動スコア)<sup>10</sup>

### <借入人・企業における CDP 気候変動への取り組みの重要性>

気候変動の影響を緩和する観点から、気候変動の原因である GHG の排出削減が求められているが、中でも企業における排出削減の取り組みが重要である。実際、世界全体では、2023 年の GHG 排出量に占める企業活動に由来する排出量の比率は 77%を占める<sup>11</sup>。また、日本においても、2021 年の GHG 排出量において、エネルギー起源の企業活動由来の排出量の比率は 9 割超<sup>12</sup>に達しており、GHG 排出の大宗を占める企業部門における排出削減の動向が、2050 年のカーボンニュートラルの実現可否に対して大きな影響を及ぼし得る。

かかる状況下、企業の気候変動対策の取り組みに対する社会的な要請も強まっている。例えば、情報開示の観点では、日本においては 2021 年のコーポレート・ガバナンスコードの改訂に伴い、東京証券取引所のプライム市場に上場する企業において TCFD 提言に沿った情報開示が実質的に義務化された他、上場企業全体としても気候変動に係る情報開示の整備が進んでいる。また、CDP 気候変動への対応についても年々広がりを見せており、2024 年度の CDP 気候変動に対する回答数に関して、日本企業においてはプライム上場企業の 70%以上を含む 2,100 社以上が回答しており、上場企業を中

<sup>10</sup> CDP ウェブサイト CDP2024 コーポレート質問書概要 (2024 年 4 月 | <https://www.cdp.net/ja/disclose/question-bank>)

<sup>11</sup> UNEP 「Emissions Gap Report 2024」において、GHG 排出量の内訳のうち、「Energy」及び「Process」に係る項目を積算し算出

<sup>12</sup> 国立環境研究所 地球環境研究センター「日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2023 年」において、GHG 排出量の内訳のうち、「エネルギー」及び「工業プロセス及び製品の使用」に係る項目を積算し算出

心とする幅広い日本企業に対して気候変動の情報開示に係る取り組みが浸透してきていると推察される。

### <みずほ銀行における本 KPI の位置づけ>

各企業の事業活動に対して、ファイナンス等を通じて間接的に関与する銀行業においても、脱炭素に向けた取り組みは重要である。銀行業の業界団体である全銀協では、銀行界のミッションとして「社会経済全体の 2050 年カーボンニュートラル／ネットゼロへの『公正な移行』を支え、実現する」を掲げ、それに向けて、(1)金融・社会インフラとしての役割発揮、(2)産業界との連携、(3)政府・関係省庁への提言、(4)国際的な議論への参画を基本方針とした上で、各銀行の取り組みを後押し・推進している<sup>13</sup>。このように、脱炭素の推進に向けた取り組みの必要性は、銀行業における共通認識として捉えられている。

その中で、みずほ銀行を始めとする〈みずほ〉においても、自らの GHG 排出の削減 (Scope1・2) はもとより投融資を通じた排出 (Scope3) の削減が推進されており、各業界・各企業に対して 2030 年時点の中間目標の設定及び 2050 年時点での排出量ネットゼロに向けたエンゲージメントや支援を進められている。2030 年に向けては、企業・借入人における将来の産業構造転換を見据えた事業ポートフォリオ見直し、サプライチェーン転換、及び次世代技術の社会実装に向けた取り組み等に対して、みずほ銀行を中心に〈みずほ〉全体で課題認識、戦略の立案・具現化・事業化、及びファイナンスといった金融・非金融の両面からの一貫した支援を提供している。本 KPI を設定した SLL を通じて、借入人に対し一定水準以上の CDP 気候変動スコアの獲得・維持が促されるとともに、借入人による Scope1・2・3 の GHG 排出削減といった環境改善効果が生まれることが期待される。従って、本 KPI は、みずほ銀行が目指す脱炭素に関する方向性に沿ったものであり、同行の事業戦略において重要性である。

### <一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否 (外部からの検証可能性) >

本 KPI は、上述の通り、非営利団体である CDP によって運営されており、TCFD の要件とも整合していることから、世界における気候変動報告・情報開示のグローバルスタンダードであると言える。従って、本 KPI は、信頼性における独立した外部団体によって運営されており、一貫した方法論に基づく評価・測定が期待される。

以上より、本 KPI は、みずほ銀行にとって重要であるとともに同行の借入人にとっても重要であり、GHG 排出削減といった環境改善効果も期待されることから有意義である。

<sup>13</sup> 全国銀行協会「カーボンニュートラルの実現に向けた全銀協イニシアティブ 2024」を参照

## ■KPI2：SBT

## ■KPI3：中小企業版 SBT

SBTは「Science-based Targets」の頭文字を取った略称であり、「科学的根拠に基づく目標」と日本では呼ばれている。SBTiは、企業に対し「科学的根拠」に基づく「GHG削減目標」を立てることを求めるイニシアティブであり、CDP、世界資源研究所（WRI）、世界自然保護基金（WWF）、国連グローバル・コンパクト（UNGC）によって2014年に設立され、現在も4団体が事務局を務めている。なお、SBTでは、大企業向けの通常SBTに加えて、中小企業版SBTが設計されている。

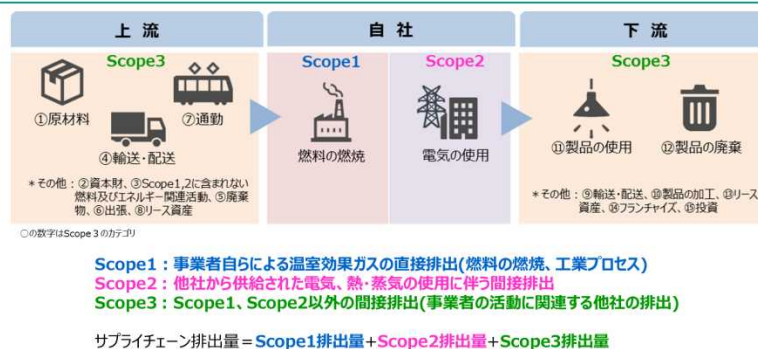
### <借入人・企業における気候変動の取り組み・GHG削減の重要性>

気候変動に関する社会全体の動向として、2015年12月に採択されたパリ協定において、GHG排出削減の長期目標として、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分に低く保つとともに（well-below 2°C目標）、1.5°Cに抑える努力を追求すること（1.5°C目標）」等が目的として掲げられている。その上で、当該目的の達成に向けて努力を継続すること、長期的には、今世紀後半での人為的なGHG排出量を実質ゼロとすること等が盛り込まれている。

上述のパリ協定を踏まえて、世界各国において削減目標が打ち出されている。日本政府は、これまで2050年までにカーボンニュートラル実現の長期目標及び2030年度に2013年度比で46%削減の中間目標を掲げてきたが、2025年2月に2035年度に60%削減、2040年度に73%削減（いずれも2013年度比）することを目指す目標を新たに掲げている。

これらの情勢を受けて、GHG・CO<sub>2</sub>削減に取り組む企業が年々増加している。特にグローバルで事業を営む大企業は、自社領域（Scope1・2）におけるGHG・CO<sub>2</sub>削減のみならず、サプライチェーンの上流・下流（Scope3）で排出されるGHG・CO<sub>2</sub>削減も推進している。大企業やグローバル企業にとってのScope3は、その取引先の企業（中堅・中小企業を含む）にとってのScope1・2に相当することから、一部の企業に留まらず、企業全体としてGHG・CO<sub>2</sub>削減に取り組むことの重要性は高まってきている。

- グローバル企業がサプライチェーン排出量の目標を設定すると、そのサプライヤーも巻き込まれる。
- 大企業のみならず、**中小企業も含めた取組が必要（いち早く対応することが競争力に）**。



【トヨタ自動車】 数百社の仕入先に対し、2021年のCO<sub>2</sub>削減目標として前年比3%削減を要請。  
 【Apple】 サプライヤーに対して、再生エネルギーの使用を要請。要請に応えられない場合は取引を終了する可能性も。  
 【イオン】 モール館内の警備・清掃等に関わる従業員、モール運営に携わるサプライヤー、出店しているすべての専門店に対して、環境教育を実施するとともに、排出削減につながる行動を要請。

図表9：サプライチェーン全体での脱炭素の動き（環境省）<sup>14</sup>

<sup>14</sup> 中小企業のカーボンニュートラルに向けた支援機関ネットワーク会議 「資料3 環境省による施策説明等」を参照 [https://www.meti.go.jp/policy/energy\\_environment/global\\_warming/SME/network/03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/network/03.pdf)

### <SBT・中小企業版 SBT の概要>

パリ協定において求められる水準と整合した科学的な GHG 排出削減目標として、SBT (Science Based Targets) が国際的に認知されている。企業は、SBT 認定を取得することによって、投資家、顧客、サプライヤー、社員等のステークホルダーに対して、パリ協定に整合する持続可能な取り組みを行う企業であることを示すことができる。

SBT において、大企業向けの通常 SBT に加えて、中小企業向け SBT が設計されており、その概要は下表の通りである。

| 項目     | (通常) SBT  | 中小企業版 SBT  |
|--------|---|--|
| 対象     | 特に無し  | <必須要件><br>・Scope1 と Scope2 (ロケーション基準) の総排出量が 10,000 tCO <sub>2</sub> 未満<br>・海運船舶を所有又は支配していない<br>・再エネ以外の発電資産を所有又は支配していない<br>・金融機関セクター又は石油・ガスセクターに分類されていない<br>・親会社の事業が通常版の SBT に該当しないこと<br><br><追加要件><br>上記に加え次のうち 3 つ以上に該当<br>・従業員数 250 人未満<br>・売上高 5,000 万ユーロ未満<br>・総資産 2,500 万ユーロ未満<br>・FLAG セクター <sup>15</sup> に分類されない |
| 目標年    | 公式申請年から、5 年以上先、10 年以内の任意年   | 2030 年   |
| 削減対象範囲 | Scope1・2・3 排出量<br>※但し、Scope3 が Scope1~3 の合計の 40% を超えない場合には、Scope3 目標設定の必要は無し                          | Scope1・2 排出量   |
| 目標レベル  | 下記水準を超える削減目標を任意に設定<br>■Scope1・2<br>少なくとも年 4.2%削減 (1.5°C)<br>■Scope3<br>少なくとも年 2.5%削減 (Well-below 2°C) | ■Scope1・2<br>少なくとも年 4.2%削減 (1.5°C目標)<br>■Scope3<br>算定・削減 (特定の基準値はなし)   |

図表 10：通常 SBT 及び中小企業版 SBT の概要 (2025 年 1 月 31 日更新)<sup>16</sup>

借入人が SBT 認定の取得を通じた GHG 削減目標の設定及び同目標の達成に向けた活動を行うことにより、借入人による GHG 排出量の削減が進むことが期待されることから、本 KPI は環境改善効果を有する。

<sup>15</sup> FLAG とは Forest, Land and Agriculture の略称であり、「森林・土地・農業」分野のことを指す。FLAG は世界の GHG 排出量の約 1/4 (22%) を占めており、SBTi (Science Based Target initiative) は、FLAG のガイダンスを 2022 年に公表している。

<sup>16</sup> グリーン・バリューチェーン・プラットフォーム資料([https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/decarbonization\\_05.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_05.html))をもとに JCR 作成

### <みずほ銀行における本 KPI の位置づけ>

前述の通り、みずほ銀行を含む〈みずほ〉においても、自らの GHG 排出の削減（Scope1・2）はもとより投融資を通じた排出（Scope3）の削減が推進されており、各業界・各企業に対して 2030 年時点の中間目標の設定及び 2050 年時点での排出量ネットゼロに向けたエンゲージメントや支援が進められている。本 KPI を設定した SLL を通じて、借入人に対し SBT 又は中小企業版 SBT に準ずる GHG 排出削減目標の設定が促されるとともに、設定された目標の達成に向けた取り組みを促されることが期待される。従って、本 KPI は、みずほ銀行が目指す前述の脱炭素に係る取り組みの方向性にも沿ったものであり、同行の事業戦略において重要である。

### <一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否（外部からの検証可能性）>

本 KPI である SBT は、GHG 排出量算定のグローバルスタンダードである GHG プロトコルに準拠しており、一貫した方法論（GHG プロトコル準拠）に基づく測定・定量化及びベンチマークが可能であるとともに、適用範囲等を含め定義は明確されている。

以上より、本 KPI（KPI2 及び KPI3）は、みずほ銀行にとって重要であるとともに同行の借入人にとっても重要であり、GHG 排出削減といった環境改善効果も期待されることから有意義である。

## ■KPI4：RE100

## ■KPI5：再エネ 100 宣言 RE Action

RE100 は、企業が自ら使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブであり、CDP とのパートナーシップのもと国際 NGO の The Climate Group 等によって 2014 年に設立された。日本の窓口は日本気候リーダーズ・パートナーシップ (JCLP) が担っている。

再エネ 100 宣言 RE Action は、RE100 の対象外となる中小企業等を対象としており、JCLP に加え、一般社団法人イクレイ日本、グリーン購入ネットワーク (GPN)、一般社団法人地球温暖化防止全国ネット、公益財団法人地球環境戦略研究機関等によって構成される一般社団法人再エネ 100 宣言 RE Action 協議会によって運営されている。

### <借入人・企業における気候変動の取り組み・再生可能エネルギー導入の重要性>

太陽光や風力、地熱、水力、バイオマスといった再生可能エネルギーは自然資源をエネルギー源とし、直接 GHG を排出しないクリーンなエネルギーであり、火力発電等で使用される化石燃料を代替することができる。International Energy Agency (IEA) の Net Zero Emissions by 2050 シナリオにおいても 2030 年に向けて太陽光発電と風力発電を急速に導入し、2030 年までに 4Gt-CO<sub>2</sub> を太陽光及び風力発電によって削減することを想定している。また、同シナリオにおいて、2030 年～2050 年の GHG 削減量のうち約 1/4 を電化による削減が占める。通常、電化した設備は電力系統から受電した電力で動作させるため、電源構成において太陽光や風力を中心とした再生可能エネルギーの比率を高めることが重要になる。

|                                 |              | 2023年度<br>(速報値)           | 2040年度<br>(見通し)       |
|---------------------------------|--------------|---------------------------|-----------------------|
| <b>エネルギー自給率</b>                 |              | <b>15.2%</b>              | <b>3～4 割程度</b>        |
| <b>発電電力量</b>                    |              | <b>9854億kWh</b>           | <b>1.1～1.2兆 kWh程度</b> |
| <b>電源構成</b>                     | <b>再エネ</b>   | <b>22.9%</b>              | <b>4～5割程度</b>         |
|                                 | 太陽光          | 9.8%                      | 23～29%程度              |
|                                 | 風力           | 1.1%                      | 4～8%程度                |
|                                 | 水力           | 7.6%                      | 8～10%程度               |
|                                 | 地熱           | 0.3%                      | 1～2%程度                |
|                                 | バイオマス        | 4.1%                      | 5～6%程度                |
|                                 | <b>原子力</b>   | <b>8.5%</b>               | <b>2 割程度</b>          |
| <b>火力</b>                       | <b>68.6%</b> | <b>3～4 割程度</b>            |                       |
| <b>最終エネルギー消費量</b>               |              | <b>3.0億kL</b>             | <b>2.6～2.7億kL程度</b>   |
| <b>温室効果ガス削減割合<br/>(2013年度比)</b> |              | <b>22.9%</b><br>※2022年度実績 | <b>73%</b>            |

図表 11：第 7 次エネルギー基本計画における 2040 年度時点の電源構成の見通し<sup>17</sup>

日本政府は、GHG 排出削減目標を達成するため、再生可能エネルギーの導入を有効な手段の一つと位置付けている。2025 年 2 月に閣議決定した「第 7 次エネルギー基本計画」においては、日本において従来から目標となっている 2050 年カーボンニュートラル (2020 年 10 月表明) の実現に向けた野心的な目標として、2035 年度、2040 年度に 60%、73%削減 (いずれも 2013 年度比) することを目指すこととしている。再生可能エネルギーについては、2023 年度における電源構成比で約 23% まで拡大しているが、今後も S+3E (安全、安定供給、経済効率性、環境適合) を大前提としつつ、

<sup>17</sup> 資源エネルギー庁 「第 7 次エネルギー基本計画」 (2025 年 2 月)

再生可能エネルギーの主力電源化に徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すとしている。上述の目標達成に向けて、2040 年度における再生可能エネルギーの電源構成比率につき 4 割～5 割まで引き上げる必要があり、再生可能エネルギーの更なる導入拡大が求められる状況にある<sup>18</sup>。

前述の通り、借入人である企業にとって GHG・CO<sub>2</sub> 削減に取り組むことの重要性は高まってきているが、それと同時に自らの使用電力を再生可能エネルギーで賄う必要性も高まっている。また、借入人が RE100 や再エネ 100 宣言 RE Action の活動を通じて再生可能エネルギーの導入率を高めることにより、借入人による GHG 排出量の削減が進むことが期待されることから、本 KPI は環境改善効果を有する。

### <RE100 及び再エネ 100 宣言 RE Action の概要>

RE100 は、前述の通り、企業が自ら使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブである。RE100 の加盟要件として年間消費電力量が 100GWh 以上<sup>19</sup>の条件があり、一般に消費電力量が大きい大企業が対象となる。一方、前述の通り、近年ではサプライチェーン全体でのカーボンニュートラルを目指す大企業が増加し、それに伴い取引先の中小企業に対しても対応要請が高まりを見せている。かかる状況下、RE100 の対象外となる日本の中小企業等が、自らの使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、日本の再生可能エネルギーへの移行を推進する枠組みとして、2019 年に「再エネ 100 宣言 RE Action」が発足した<sup>20</sup>。

RE100 及び再エネ 100 宣言 RE Action の参加要件の比較は下表のとおりである。また、RE100 では、2024 年 1 月より追加性に関する要件を追加<sup>21</sup>し、運転開始日又はリパワリング日から起算して 15 年以内の電源からの調達が必要とされている。すなわち、本 KPI を指標とした借入人の取り組みは、新たな再生可能エネルギー設備の増加を促すものであり、世界や日本の GHG 排出量削減目標の達成に貢献するものであると言える。

| 項目   | RE100   | 再エネ 100 宣言 RE Action   |
|------|---|--|
| 対象企業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>年間消費電力量が 100GWh 以上<sup>22</sup>である企業</li> <li>※年間電力消費量が 100GWh 未満<sup>23</sup>の企業でも、例外的に加盟できる可能性あり<sup>24</sup></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>特段なし</li> </ul>   |
| 認定要件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の要件を満たす目標年を設定、宣言し、事業全体を通じた 100%再エネ化にコミットする、もしくは既に 100%再エネ化を達成していること</li> <li>遅くとも 2050 年までに 100%再エネ化を達</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>遅くとも 2050 年までに使用電力を 100%再エネに転換する目標を設定し、対外的に公表すること</li> <li>※中間目標の設定を推奨</li> </ul> |

<sup>18</sup> 資源エネルギー庁 「エネルギー基本計画の概要」  
<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218001/20250218001-2.pdf>

<sup>19</sup> グリーン・バリューチェーンプラットフォームを参照  
[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/decarbonization\\_04.html#RE100no00](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_04.html#RE100no00)

<sup>20</sup> 再エネ 100 宣言 RE Action には、環境省もアンバサダーとして参加  
<https://www.env.go.jp/press/107313.html>

<sup>21</sup> RE100 が定める追加性要件の詳細は、RE100 「TECHNICAL CRITERIA」参照  
<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-04/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2824%20March%202025%29.pdf>

<sup>22</sup> 2025 年 1 月末現在において、日本企業については、特例として 50GWh 以上に緩和されている

<sup>23</sup> 2025 年 1 月末現在において、日本企業については、特例として 50GWh 未満の条件が設定

<sup>24</sup> 環境省資料等によれば、①RE100 事務局が重視する地域/業種で主要な事業者であること、②RE100 事務局が重視する地域で政策提言に参加する意思があること、③グローバル又は国内で認知度・信頼度が高い、④主要な多国籍企業（フォーチュン 1000 又はそれに相当）、⑤その他、RE100 の目的に利する国際的・地域的な影響力を持つことの中から、1 つ上の特徴を有する場合には、例外的に加盟できる可能性が示唆されている



|      |  |   |
|------|--|---|
|      | <p>成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-2030年までに60%、2040年までに90%の中間目標を設定</li> <li>・GHG プロトコルで定義される、全ての電力に関連するスコープ2及び発電に係るスコープ1を再エネ化すること</li> <li>・グループ全体で加盟すること</li> <li>※但し、親会社と明確に分離したブランドであり、1TWh以上の年間消費電力量を満たす場合、例外的に子会社での加盟は可能</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・再エネ推進に関する政策エンゲージメントの実施</li> </ul>                               |
| 進捗報告 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗報告は毎年、所定フォーマットで実施（主な記載内容は以下の通り）</li> <li>-企業情報</li> <li>-目標（再エネ目標、戦略、ロードマップ）</li> <li>-実績（電力消費量、再エネ購入量、再エネ発電量）</li> <li>-第三者監査を推奨（目標未達成のペナルティなし）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費電力量、再エネ率等の進捗を毎年報告すること</li> <li>※再エネの定義はRE100基準に準じる</li> </ul> |

図表 12：RE100 及び再エネ 100 宣言 RE Action の主要な参加要件の比較<sup>25</sup>

### <みずほ銀行における本 KPI の位置づけ>

前述の通り、みずほ銀行では、投融資を通じた排出（Scope3）の削減に取り組んでいるが、貸出ポートフォリオの中で、GHG 排出量の観点で主要な位置づけを占める、電力、石油・ガス、鉄鋼、自動車等を始めとする各産業において、各企業が、事業活動を通じた GHG 排出の削減を今後進めていく上で、再生可能エネルギーの導入促進も重要な施策の一つになることが想定される。

本 KPI を設定した SLL を通じて、借入人に対し RE100 又は再エネ 100 宣言 RE Action に準ずる再生可能エネルギー導入の目標設定が促されるとともに、設定された目標の達成に向けた取り組みを促されることが期待される。従って、本 KPI は、みずほ銀行が目指す前述の脱炭素に係る取り組みの方向性にも沿ったものであり、同行の事業戦略において重要である。

### <一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否（外部からの検証可能性）>

本 KPI は、RE100 又は再エネ 100 宣言 RE Action のルールに則った目標設定や進捗管理が求められる。従って、一貫した方法論に基づく測定・定量化及びベンチマークは可能であり、適用範囲等を含め定義は明確にされていると判断できる。

以上より、KPI 4 及び KPI 5 は、みずほ銀行にとって重要であるとともに同行の借入人にとっても重要であり、GHG 排出削減といった環境改善効果も期待されることから有意義である。

<sup>25</sup> 再エネ 100 宣言 RE Action ウェブサイト (<https://saiene.jp/about>) より JCR 作成

### 3. SPT の測定

#### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークの SPT に係る野心性について確認を行う。具体的には、選定された KPI における重要な改善を表し、Business as Usual (BAU、当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合) の軌跡を超える等の野心的なものであること、可能な場合にはベンチマークや外部参照値と比較可能であること、借入人の全体的なサステナビリティ戦略及びビジネス戦略と整合していること、ファイナンス開始時までにはあらかじめ定められた時間軸 (目標年度等) に基づいて SPT が決定されること等の観点から確認を行う。

#### (2) SPT の測定の概要と JCR による評価

##### ▶▶▶ 評価結果

本フレームワークの SPT は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

みずほ銀行は、本フレームワークにおいて、以下の通り SPT を設定している。

|       |  |
|-------|--|
| SPT 1 | <b>[CDP 気候変動]</b><br>スコア「A-」以上であること                    |
| SPT 2 | <b>[SBT]</b><br>認定取得及び SBT 認定水準の年次目標の達成                |
| SPT 3 | <b>[中小企業版 SBT]</b><br>認定取得及び中小企業版 SBT 認定水準の年次目標の達成     |
| SPT 4 | <b>[RE100]</b><br>加盟及び加盟時の目標に準じた年次目標の達成                |
| SPT 5 | <b>[再エネ 100 宣言 RE Action]</b><br>参加及び参加時の目標に準じた年次目標の達成 |

図表 13：本フレームワークにおける SPT 一覧

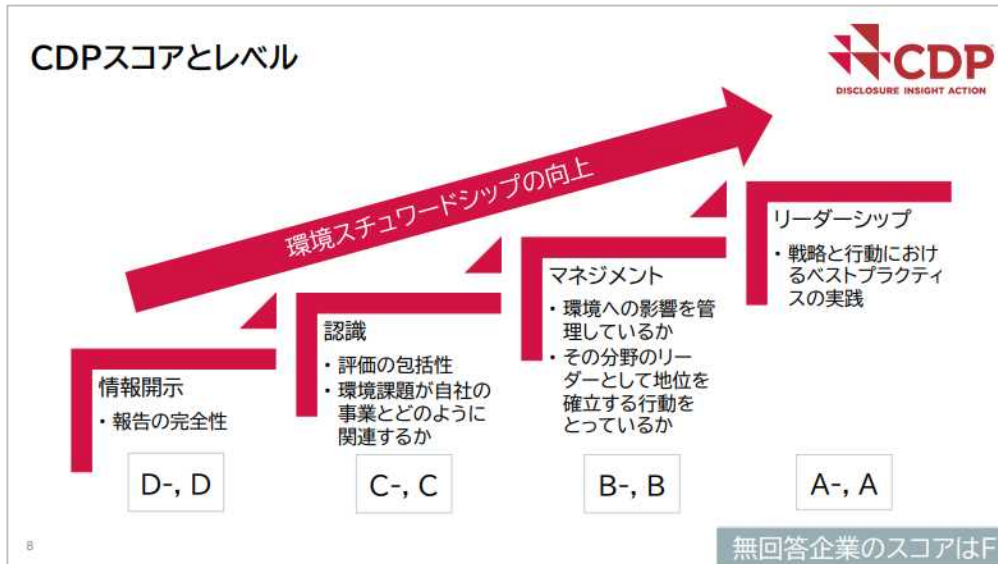
なお、みずほ銀行は、個別の SLL 組成に際して、借入人の開示情報及びヒアリングに基づき、借入人の KPI/SPT の実績、SPT 達成に向けた計画等につき情報収集を行う。その上で、業種特性、経営計画、経営上重視している重要課題等を勘案し、あらかじめ定めた SPT の中から当該借入人において野心的と考えられる設定を行うこととしている。

また、みずほ銀行は、借入人が高い目標を設定した後、同目標を達成するために削減活動を着実に行うことが重要と考えており、借入人の削減活動の支援も行う予定である。

## ■SPT 1 : CDP 気候変動

本 SPT としては、CDP 気候変動スコアで「A-」以上であること、が設定されている。

CDP 気候変動スコアのうち「A-」以上は「リーダーシップ」レベルと位置付けられており、回答企業のなかで「ベストプラクティスを実践する」ことが求められる。



図表 14 : CDP スコアとレベルの関係性<sup>26</sup>

2023 年度の調査において、CDP からの質問に回答したプライム上場企業 1,182 社<sup>27</sup>のうち、「A-」以上のスコアを取得した企業数は 278 社（A : 103 社 | A- : 175 社）であった。気候変動を始めとして各種情報開示の整備が進んでいるプライム上場企業においても、のスコアを獲得・維持する企業は一部に留まっており、借入人にとって「A-」以上のスコアを獲得する難易度は高いと考えられる。

CDP 回答企業の取り組みの進展に応じ、CDP の評価基準は都度アップデートされ、「A-」は各年度におけるベストプラクティスの取り組みが求められる。従って、借入人が、ファイナンス期間において「A-」以上の評価を継続して獲得するためには、他の回答企業と比較して気候変動に関する戦略、方針、数値目標、及び個々の取り組みを継続してレベルアップする必要があり、アップデートされる評価基準に対応するため新しい施策や取り組みを都度進めていく必要がある。

以上より、本 SPT に定める内容は、野心的である。

## ■SPT 2 : SBT

本 SPT においては、SBT 認定の取得及び SBT 認定水準の年次目標の達成が条件として設定されている。

本 SPT である SBT 認定は、前述の通り、国際的な合意（パリ協定）、ならびに科学的根拠（1.5°C シナリオ）で求められる水準に基づき、GHG 排出削減目標が定められている。SBT 認定を取得した

<sup>26</sup> CDP2024 スコアリングイントロダクション (<https://www.cdp.net/ja/disclose/question-bank>) を参照

<sup>27</sup> CDP は、2022 年度より、日本企業については全てのプライム上場企業（2024 年 7 月時点で 1,834 社）に対して回答を求めている。2023 年度は、プライム上場企業の 64%から回答が得られた他、自主的に回答した企業が 112 社あった（詳細は「CDP 気候変動レポート 2023：日本版」（2024 年 3 月）を参照）

日本企業は 2025 年 1 月末時点で累計 1,525 社<sup>28</sup>となっているが、日本企業が約 368 万社存在<sup>29</sup>する点も勘案すれば依然一部の日本企業に限られたものであると考えられる。

以上より、本 SPT は、科学的な根拠に基づくものであり、野心的である。

また、本 SPT に関して、SBT 認定に準じた長期目標に基づき年次目標を設定する際には、必要に応じて、第三者評価機関に対して個別に相談する方針である。

### ■SPT 3：中小企業版 SBT

本 SPT においては、中小企業版 SBT 認定の取得及び中小企業版 SBT 認定水準の年次目標の達成が条件として設定されている。

中小企業版 SBT は、対象範囲は Scope1・2 に限られているものの、先の SBT と同様に科学的根拠に基づく GHG 排出削減目標が定められている。また、SBT を取得した日本企業は 2024 年 3 月末時点で累計 1,435 社<sup>30</sup>となっているが、そのうち中小企業は 1,165 社となっている。他方、日本における総企業数は、2024 年 6 月時点で約 368 万社存在し、その 9 割以上を占める中小企業に限っても約 336 万社<sup>31</sup>にのぼる点を踏まえても、中小企業版 SBT の認定を取得する難易度は高いと考えられる。その上で、認定取得にとどまらず、認定水準に準じた年次目標を策定し、達成に向けて取り組む企業はさらに一部に限定されると考えられる。

以上より、本 SPT に定める内容は、科学的な根拠に基づくものであり、野心的なものである。

なお、本 SPT に関して、中小企業版 SBT 認定に準じた長期目標に基づき年次目標を設定する際には、必要に応じて、第三者評価機関に対して個別に相談する方針である。

### ■SPT 4：RE100

本 SPT においては、RE100 への加盟及び加盟時の目標に準じた年次目標の達成が条件として設定されている。

日本における 2023 年度の発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（水力含む）は 25.7%<sup>32</sup>である。一方、第 7 次エネルギー基本計画においては、2040 年における再生可能エネルギーの割合は 4 割～5 割の水準が見込まれている。かかる状況下において、再エネ由来電力 100%を長期目標とし、2030 年時点で 60%、2040 年時点で 90%の中期目標を推奨する RE100 の水準は、借入人にとって難易度が高いと考えられる。

<sup>28</sup> グリーン・バリューチェーンプラットフォームを参照

[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/decarbonization\\_05.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_05.html)

<sup>29</sup> 総務省統計局「我が国の事業所・企業の経済活動の状況」～令和 3 年度経済センサス-活動調査の結果から～を参照

<https://www.stat.go.jp/info/today/pdf/195.pdf>

<sup>30</sup> グリーン・バリューチェーンプラットフォームを参照

[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/decarbonization\\_05.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_05.html)

<sup>31</sup> 中小企業庁ウェブサイト「中小企業・小規模事業者の数(2021 年 6 月時点)の集計結果を公表します」

[https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu\\_kigyocnt/2023/231213chukigyocnt.html](https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/2023/231213chukigyocnt.html)

<sup>32</sup> 環境エネルギー政策研究所が発表した速報値に基づく

<https://www.isep.or.jp/archives/library/14750>

RE100 加盟企業数は、2024 年 3 月末時点において日本企業で 86 社と、日本企業の中でも取り組みが先進的な一部企業が先んじて加盟している状況にある。

以上より、本 SPT は野心的である。

なお、本 SPT に関して、RE100 加盟時に設定した長期目標に基づき年次目標を設定する際には、必要に応じて、第三者評価機関に対して個別に相談する方針である。

## ■SPT 5：再エネ 100 宣言 RE Action

本 SPT においては、再エネ 100 宣言 RE Action への参加及び参加時の目標に準じた年次目標の達成が条件として設定されている。

再エネ 100 宣言 RE Action に参加にあたって求められる目標水準は、大企業向け RE100 と同じであること等から、借入人にとって上述した RE100 と同様に難易度が高いと考えられる。

同宣言の参加企業数は、2024 年 9 月末時点で 386 団体<sup>33</sup>となっている。一方で、前述の通り、日本における総企業数は 2024 年 6 月時点で約 368 万社存在することを踏まえても、本宣言への参加は相応に難易度が高いものと考えられる。

以上より、本 SPT は野心的である。

なお、本 SPT に関して再エネ 100 宣言 RE Action 参加時に設定した長期目標に基づき年次目標を設定する際には、必要に応じて、第三者評価機関に対して個別に相談する方針である。

<sup>33</sup> 再エネ 100 宣言 RE Action 「年次報告書 2024」  
<https://saiee.jp/annualreport>

### (3) SPT 達成に向けた計画・取り組み

みずほ銀行は、借入人である借入人とのエンゲージメントを通じて、各 SPT の達成計画に関する事前ヒアリングを行う。また、SLL の進捗に留まらず、前述の通り、サステナビリティ経営の推進に向けて、幅広い事業課題について必要に応じてアドバイスも実施しながら、借入人の活動状況を年次で継続的にフォローすることが想定されている。

〈みずほ〉では、借入人の気候変動対策、脱炭素社会への移行支援を自身の重要な役割と認識しており、借入人の SX (サステナビリティ・トランスフォーメーション) の支援に向けて、2030 年に向けた着実なトランジション支援及び将来を見据えた取引先アクションの促進の 2 点に注力していく方針を示している。

〈みずほ〉は、脱炭素社会への移行に伴うビジネス機会を追求すべく、将来の産業構造転換につながる借入人の事業ポートフォリオ見直しやサプライチェーン転換、次世代技術の社会実装に向けた取り組みに対して、課題の認識から戦略の立案、具現化・事業化、実行段階のファイナンスに至るまで、金融・非金融の両面から一貫した支援を提供している。



図表 15：脱炭素社会への移行を支援するソリューション<sup>34</sup>

一方、将来を見据えた取引先アクションの促進に関して、〈みずほ〉は、サステナブルな社会・経済の実現の鍵となるテーマとして、①水素、②カーボンクレジット、③インパクトの 3 領域への取り組み強化を掲げており、各領域でワーキンググループを立ち上げ、ステークホルダーとの協働や新商品・ビジネス開発をグループ横断で推進している。また、開発・実証・商用化段階の技術・ビジネスモデル確立に向けたリスクマネー供給も積極的に行っており、2022 年 4 月に運用を開始したトランジション出資枠等の取り組みを進めている。

<sup>34</sup> みずほ FG 「気候・自然関連レポート 2024」  
[https://www.mizuho-fg.co.jp/sustainability/report/pdf/climate\\_nature\\_browsing\\_2024.pdf](https://www.mizuho-fg.co.jp/sustainability/report/pdf/climate_nature_browsing_2024.pdf)

#### (4) JCR によるインパクト評価

JCR は、本フレームワークの SPT に係るポジティブなインパクトの増大及びネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いについて、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定したポジティブ・インパクト金融原則の第 4 原則で例示されているインパクト評価基準の 5 つの観点に沿って確認した。

##### ① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT に係るインパクトは、以下のとおり UNEP FI の定めるインパクト・エリア／トピックに幅広く該当している。

|          |             |           |       |            |    |
|----------|-------------|-----------|-------|------------|----|
| 社会       | 人格と人の安全保障   | 紛争        | 現代奴隷  | 児童労働       |    |
|          |             | データプライバシー | 自然災害  |            |    |
|          | 健康および安全性    |           |       |            |    |
|          | 資源とサービスの入手可 | 水         | 食料    | エネルギー      | 住居 |
|          | 能性、アクセス可能性、 | 健康と衛生     | 教育    | 移動手段       | 情報 |
|          | 手ごろさ、品質     | コネクティビティ  | 文化と伝統 | ファイナンス     |    |
|          | 生計          | 雇用        | 賃金    | 社会的保護      |    |
| 平等と正義    | ジェンダー平等     | 民族・人種平等   | 年齢差別  | その他の社会的弱者  |    |
| 社会<br>経済 | 強固な制度・平和・安定 | 法の支配      |       | 市民的自由      |    |
|          | 健全な経済       | セクターの多様性  |       | 零細・中小企業の繁栄 |    |
|          | インフラ        |           |       |            |    |
|          | 経済収束        |           |       |            |    |
| 自然<br>環境 | 気候の安定性      |           |       |            |    |
|          | 生物多様性と      | 水域        | 大気    | 土壌         |    |
|          | 生態系         | 生物種       | 生息地   |            |    |
|          | サーキュラリティ    | 資源強度      |       | 廃棄物        |    |

また、本フレームワークの SPT は、借入人に対して設定されるものであり、借入人各社の経営戦略に基づいて取り組むものであることから、様々な業種の企業において、事業全体にわたってのインパクト発揮が期待される。

##### ② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

本フレームワーク対象は借入人であるみずほ銀行の顧客層のうち、中堅・中小企業等を主たる対象として想定している。みずほ銀行の 2024 年 9 月末時点の貸出金残高 92 兆円のうち、中堅・中小企業等向け残高は 16.6 兆円と貸出金全体の約 3 割と相応の規模を有しており、みずほ銀行全体に対しても一定のインパクト創出が見込まれる。加えて、みずほ銀行の当該貸出金残高は、単独で大手地銀の総資産と同等かそれ以上の規模感を有しており、日本国内のマーケットにおいても大きなインパクトの発揮が期待される。

### ③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT は、前述のとおり借入人である中堅・中小企業等が取り組むべきサステナビリティ推進等の経営課題の解決に資するものであり、顧客の生産性向上と競争力強化に繋がることが期待される。SPT の達成はみずほ銀行の 6 つのマテリアリティのうち、「産業発展とイノベーション」「環境・社会」に大きく寄与することから、みずほ銀行における戦略的意義も大きく、投下資本に比して大きなインパクトが期待される。

### ④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

本フレームワークの SPT に係るインパクトについて、本項目は評価対象外である。

### ⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT は、SDGs の 17 目標及び 169 ターゲットのうち以下記載の目標・ターゲットに対して追加的なインパクトが期待される。

#### 目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに



**ターゲット 7.1** 2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。

**ターゲット 7.2** 2030 年までに、世界全体のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

**ターゲット 7.3** 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

#### 目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう



**ターゲット 9.4** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

#### 目標 12：つくる責任 つかう責任



**ターゲット 12.2** 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

#### 目標 13：気候変動に具体的な対策を



**ターゲット 13.1** すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。



## 4. 借入金の特徴

### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められた借入金の特徴について、予め設定された SPT が達成されるか否かによって、ファイナンス条件等は変化するか等を確認する。

### (2) 借入金の特徴の概要と JCR による評価

#### ▶▶▶ 評価結果

本フレームワークで定められた借入金の特徴は、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

JCR は、本フレームワークに基づいて実行される借入金の契約書類において、事前に設定された SPT が達成された場合に、金利条件が変化する仕組みが構築されていることを確認した。また、KPI の定義、SPT の設定についても契約書類に記載されることを確認した。

また、貸付の実行時点で予見しえない状況により、本フレームワークで定められた KPI の定義、SPT の設定、及び前提条件が変更となった場合には、借入人と貸付人で協議のうえ検討し、外部機関がその妥当性を確認する予定である。

## 5. レポートニング・検証

### (1) 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められたレポートニングについて、選定された KPI の実績に係る最新情報や SPT の野心度を判断できる情報等が、年に 1 回以上開示されるか等を確認する。また、本フレームワークで定められた検証について、選定された KPI の実績に対する独立した外部検証は実施されるか、当該検証内容は開示されるか等を確認する。

### (2) レポートニング・検証の概要と JCR による評価

#### ▶▶▶ 評価結果

本フレームワークで定められたレポートニング・検証は、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

みずほ銀行は、融資実行から完済まで少なくとも年 1 回、借入人毎に KPI における SPT の実績について状況確認を行う予定である。また、レポートニングについては、借入人が SPT の実績を借入人のホームページ又はその他の開示資料で開示するよう、みずほ銀行は借入人に働きかける予定である。

検証について、SPT のうち、数値目標である SPT 2 (SBT)、SPT 3 (中小企業版 SBT)、SPT 4 (RE100)、SPT 5 (再エネ 100 宣言 RE Action) の年次実績については、借入人が外部機関より第三者検証を受け、その検証内容も併せて報告される予定である他、検証結果は必要に応じて公開される。

認定制度である SPT 1 (CDP 気候変動) の実績 (取得状況) については、SPT が達成された場合には認定制度を営む外部機関のウェブサイトに掲載されることから、第三者検証と同等の機能が働くと考えられる。

以上から、全ての SPT の実績について、検証 (又は検証同等の仕組み) が実施される予定であることを JCR は確認した。

## 6. SLLP 等への適合性に係る結論

以上より、JCR は本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

(担当) 佐藤 大介・永安 佑己

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）、Loan Market Association（LMA）、Loan Syndications and Trading Association（LSTA）が策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則及び環境省が策定したサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況を評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリティ・リンク・ローンによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。設定されたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの達成度について、JCR は借入人又は借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を提供するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえで JCR は、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則

### 3. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、借入人及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

**第三者意見**：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークについて、APLMA、LMA、LSTA によるサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性に対する第三者意見を述べたものです。

## ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ 認定検証機関)
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル